

毎週火・金曜日発行



# 秋田県公報

## 目次

公平委員会の事務の受託(八八七・市町村課)……………	1
結核予防法による医療機関の指定(八八八・大館保健所)……………	1
道路の供用開始(八八九・道路課)……………	2
公告	
県営土地改良事業の換地計画の決定(鹿角地域振興局農林部)……………	2
物品調達契約に係る一般競争入札の実施(管財課)……………	2
選挙管理委員会告示	
政治団体の設立の届出(一七一)……………	3
政治団体の届出事項に異動があった旨の届出(一七二)……………	4
公職の候補者の資金管理団体の異動の届出(一七三)……………	5
公職の候補者の資金管理団体の指定の取消の届出(一七四)……………	6

## 告 示

秋田県告示第八百八十七号  
 地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第七条第四項及び地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十四第一項の規定により、仙北市の公平委員会の事務を次の規約のとおり受託したので、同条第三項において準用する同法第二百五十二条の第二第二項の規定に基づき、告示する。

平成十七年十月十一日

秋田県知事 寺田典城  
 仙北市と秋田県との間の公平委員会の事務の委託に関する規約  
 (委託事務の範囲)

第一条 地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第七条第四項の規定に基づき、仙北市(以下「甲」という。)は、同法第八条第二項に規定する公平委員会の事務を秋田県(以下「乙」という。)に委託する。  
 (管理及び執行)

第二条 前条の規定により委託された事務(以下「委託事務」という。)(管理及び執行については、その事務に関する乙の人事委員会規則等の定めるところによるものとする。

(経費の支弁)

第三条 委託事務を処理する場合において要する経費は乙が支弁し、その経費は甲が負担するものとする。

2 前項の経費の負担に関しては、事務処理に要した実費につき乙が精算した額とし、乙の請求により甲が支払うものとする。

(決算の場合の措置)

第四条 乙は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百三十三条第六項の規定により、決算の要領を公表したときは、同時に当該決算の委託事務に関する部分を甲に通知するものとする。

(条例、規則等の制定改廃の場合の措置)

第五条 委託事務の管理及び執行について適用される人事委員会規則等の制定改廃が行われた場合においては、乙は直ちにその旨を書面で甲に通知しなければならない。

2 甲が職員に関する条例、規則等を制定改廃した場合には、これを書面で乙に通知するものとする。

(その他必要な事項)

第六条 この規約に定めるもののほか、委託事務の管理及び執行に関し必要な事項は、甲と乙が協議して定めるものとする。

## 附 則

この規約は、乙の議会の議決した日から施行する。

秋田県告示第八百八十八号  
 結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条第一項の規定により、次のとおり医療を担当させる機関を指定したので、結核予防法施行令(昭和二十六年政令第百四十二号)第二条の五第一項の規定に基づき、告示する。

平成十七年十月十一日

秋田県知事 寺田典城

名 称	あおぞら薬局 観音堂店	所 在 地	秋田県大館市字観音堂四百二十 四番五号	指 定 年 月 日	平成十七年十月一日
-----	----------------	-------	------------------------	-----------	-----------

秋田県告示第八百八十九号  
 道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。  
 平成十七年十月十一日

一 供用開始の区間

秋田県知事 寺 田 典 城

道路の種類	路線名	区 間
県 道	秋田八郎潟線	秋田市添川字境内川原二〇六番一地先から 二二三番三地先まで 秋田市添川字境内川原二一七番五地先から 字添川一六八番六地先まで

- 二 供用開始の期日 平成十七年十月十三日
- 三 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間  
 (二)(一) 場所 建設交通部道路課  
 期間 平成十七年十月十一日から同月二十四日まで

公 告

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定により、  
 県営土地改良事業の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十  
 七条第五項の規定に基づき、公告し、次のとおり縦覧に供する。  
 平成十七年十月十一日

一 縦覧に供すべき書類の名称 県営土地改良事業（花輪地区担い手育成基盤整備事

秋田県知事 寺 田 典 城

- 業）換地計画書の写し
- 二 縦覧期間 平成十七年十月十二日から同年十一月九日まで
- 三 縦覧場所 鹿角市役所

物品調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭  
 和二十二年政令第十六号）第六十七條の六第一項の規定に基づき、公告する。  
 平成十七年十月十一日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 入札に付する事項
  - (一) 購入物品名及び数量  
加圧式二丁ダ 一式
  - (二) 購入物品の仕様等  
入札説明書及び仕様書による。
  - (三) 納入期限  
平成十八年二月二十八日（火）
  - (四) 納入場所  
秋田県産業技術総合研究センター
- 二 入札に参加する者に必要な資格  
地方自治法施行令第六十七條の四の規定に該当しないこと。  
秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。  
当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。
- 三 契約条項を示す場所等
  - (一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先  
郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号
  - (二) 秋田県出納局管財課（電話番号〇一八 八六〇 二七三八）  
入札説明書及び仕様書の交付方法  
秋田県の休日を除き、平成十七年十月十一日（火）から同月二十日（木）ま  
での期間、随時交付する。
- 四 入札執行の日時及び場所  
平成十七年十月二十八日（金）午前十一時  
秋田県庁地下一階管財課入札室
- 五 入札保証金  
秋田県財務規則（昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。）第百  
六十条から第六十三条までに規定するところによる。

六 その他

(一) 入札の方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 入札の無効

規則第百六十六条に規定するところによる。

(三) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。

(四) 提出書類等

その他の政治団体

政治団体の名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
藤原友一後援会	黒木隆治	佐藤嘉毅	由利本荘市鳥海町小川字槽ノ木平二十三番地	平成十七年九月一日
元気な秋田をつくる女性の会	荘司生子	真坂万里子	雄勝郡羽後町上到米字上野三十三番地	平成十七年九月二日
佐藤まさひろ後援会	藤原強	飛田清	平鹿郡平鹿町醍醐字中籠田八番地	〃
谷藤清人後援会	高橋一郎	川越仁司	平鹿郡山内村平野沢字下三明岡十四番地一	平成十七年九月六日
倉山ゆういち後援会	倉山郁一	須田昇	由利郡象潟町一丁目塩越百四十八番地	平成十七年九月九日
木元準一郎後援会	内藤民治	内藤幸子	平鹿郡増田町増田字一本柳西六番地二	平成十七年九月十三日
東海林洋後援会	東海林洋	東海林留美子	湯沢市下院内字常盤町百七番地	〃
渡部功後援会	鈴木良二	伊藤信一	由利本荘市米坂字家ノ前十一番地	平成十七年九月十四日

入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要書類等を提出すること。  
 (五) その他  
 詳細は、入札説明書による。

選挙管理委員会告示

秋選管告示第百七十一号  
 政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第六条第一項の規定により、平成十七年九月一日から同月三十日までの間に次の政治団体から設立の届出があつたので、同法第七条の二第一項の規定に基づき、告示する。  
 平成十七年十月十一日

秋田県選挙管理委員会委員長 田中伸一

小杉良一後援会	小杉良一	佐々木茂見	由利本荘市小栗山字見岫野五十番地	平成十七年九月十五日
小松よしつぐ後援会	遠藤忠平	古関金雄	由利本荘市東由利館合字松沢六十八番地	"
小松幸夫後援会	菊地美作男	小松広道	由利本荘市小栗山字見岫野七十一番地	平成十七年九月二十一日
阿部一雄後援会	阿部征子	佐々木正美	由利本荘市岩城亀田大町字肴町三十番地	平成十七年九月二十九日

秋選管告示第百七十二号  
 政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第七条の規定により、平成十七年九月一日から同月三十日までの間に次の政治団体から届出事項に異動があった旨の

その他の政治団体

届出があったので、同法第七条の二第一項の規定に基づき、告示する。  
 平成十七年十月十一日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

政治団体の名称	異動事項	内 容		届出年月日
		新	旧	
佐藤とくお後援会	主たる事務所の所在地	平鹿郡平鹿町浅舞字覚町後百六十九番地四	平鹿郡平鹿町浅舞字浅舞三十九番地二	平成十七年九月二日
男鹿市吉田直儀後援会	代 表 者	岩 谷 勉	吉 田 直 儀	平成十七年九月五日
すずき和夫後援会	代 表 者	梅 津 栄 一	鈴 木 孝 弥	"
新しい横手市をつくる市民の会	政治団体の名称 主たる事務所の所在地	新しい横手市をつくる市民の会 平鹿郡平鹿町浅舞字福田二百二十二番地	新しい平鹿町をつくる町民の会 平鹿郡平鹿町浅舞字浅舞二百三十三番地	平成十七年九月七日
会計責任者	代 表 者	松 沢 清 光	菊 地 謙 逸	

秋選管告示第百七十三号  
 政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項の規定により、  
 次の公職の候補者から資金管理団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第十

九条の二第一項の規定に基づき、告示する。  
 平成十七年十月十一日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

資金管理団体の届出事項の異動の届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	異動事項	資金管理団体の名称	届出年月日
西木村長				田代ちよし後援会 新 田代千代志後援会 旧	

堀井克見後援会	代表者	鎌田 一男	真壁 末治郎	平成十七年九月二十七日
大関嘉一後援会	代表者	福田 信義	加藤 重男	平成十七年九月二十一日
佐藤賢一後援会	代表者	富 樫 正	高野 欽 一	平成十七年九月十四日
横山ただなが後援会	主たる事務所の所在地	由利郡象潟町字大門先十九番地一	由利郡象潟町字才の神二十番地三十一	"
深澤重俊後援会	代表者	深澤 清助	藤原 吉 一	"
戸田久一後援会	代表者	三浦 文夫	三浦 新	平成十七年九月十三日
梶原良平後援会	代表者	鈴木 充	三浦 幸夫	平成十七年九月九日
田代ちよし後援会	主たる事務所の所在地	由利本荘市鳥海町上笹子字下野百七番地	由利本荘市鳥海町下笹子字間木ノ平四十九番地	平成十七年九月八日
佐々木誠後援会	代表者	若 皆 忠 夫	佐々木 栄 作	平成十七年九月七日
	代表者	新山 昌 樹	石川 留 治	

田代千代志	(現職)	田代ちよし後援会	主たる事務所所在地 仙北郡西木村小淵野字中関百三十八番地	仙北郡西木村下松木内字松葉百十八番地	平成十七年九月八日
-------	------	----------	---------------------------------	--------------------	-----------

秋選管告示第百七十四号  
 政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十九条第三項の規定により、  
 次の公職の候補者等から資金管理団体の指定の取消しの届出があったので、同法第十

九条の二第一項の規定に基づき、告示する。  
 平成十七年十月十一日

秋田県選挙管理委員会委員長 田中伸一

吉田直儀	資金管理団体の取消の届出をした者の氏名	公職の種類	男鹿市議会議員 (候補者となる者)	取り消した資金管理団体	届出年月日
	名	称	男鹿市吉田直儀後援会	主たる事務所所在地	平成十七年九月五日
				代表者氏名	
			男鹿市松木沢字松木十八番地	吉田直儀	

発行者 秋田県 秋田市山王四丁目一番一号  
 印刷所 秋田県 秋田市山王七丁目五番二十九号  
 印刷者 秋田県 秋田市山王七丁目五番二十九号  
 購読料金 一月三千六百七十五円(税込)  
 株式会社 松原印刷社  
 電話(862)八七六六 FAX(863)〇〇〇五  
 E-mail:matsubara@matsubaramatsu.co.jp  
 秋田市山王七丁目五番二十九号 松原繁雄

